

そうかウェルカム赤ちゃん！事業実施要綱

〔令和 5 年 7 月 7 日
告示第 6 4 9 - 2 号〕

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、孤育て及びワンオペ育児（家族等の協力が得られないなど、孤立した中で子育てをする状態をいう。）を防止するために、子どもが出生した世帯に対して子育て用品等（以下「ギフト」という。）を贈呈することにより、市がギフト贈呈の過程で子育て世帯と確実に繋がり、子育て支援のきっかけを作るとともに、育児の負担軽減を図るため、そうかウェルカム赤ちゃん！事業（以下「事業」という。）を実施することについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象となる子ども)

第 2 条 事業の対象となる子どもは、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和 5 年 4 月 1 日以降に出生した者
- (2) 申請日において、住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）に基づく市の住民基本台帳（以下「市の住民基本台帳」という。）に記録されている 1 歳未満の者

(対象者)

第 3 条 事業の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 対象となる子どもを養育している父母その他これに準ずる者
- (2) 申請日において市の住民基本台帳に記録されている者であって、対象となる子どもと同一世帯に属するもの

2 前項の規定にかかわらず、既に埼玉県内の他の市町村で同様の目的の子育て支援ギフトの贈呈等を受けた場合は、本事業の対象から除くものとする。

(ギフトの種類等)

第 4 条 ギフトの種類は、当該年度予算の範囲内で市長が定めるものとし、子育てに関する品物とする。

2 ギフトの贈呈は、対象となる子ども 1 人につき、1 回とする。

(ギフトの申請)

第 5 条 ギフトの贈呈を受けようとする対象者（以下「申請者」という。）は、原則とし

て当該対象となる子どもの1歳の誕生日の前日までに、そうかウェルカム赤ちゃん！事業申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

（ギフトの贈呈の決定等）

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出を受けたときは、当該申請者の世帯状況について、住民基本台帳により第2条及び第3条に規定する要件の審査を行い、ギフトの贈呈を決定したときは、当該申請者にギフトを贈呈するものとし、ギフトの贈呈を否決定するときは、そうかウェルカム赤ちゃん！事業否決定通知書（第2号様式）により当該申請者に通知するものとする。

（ギフトの贈呈方法等）

第7条 市長は、前条の規定によりギフトの贈呈を決定したときは、第5条の規定による申請の際に選択されたギフトを、後日、当該申請者の市内の自宅への配送の方法により贈呈するとともに、当該申請者に対し必要に応じて子育てに関するフォローアップを行うものとする。

（ギフトの返還）

第8条 市長は、虚偽の申込みその他不正な手段によりギフトを受けた者に対し、当該ギフト又はそれに相当する金銭の返還を命ずることができる。

（県の事業との連携）

第9条 市長は、申請者が県の子育てファミリー応援事業実施要綱（令和5年3月17日付け埼玉県福祉部長通知）第3条に基づく上乘せギフトの贈呈を希望する場合は、同要綱第7条に基づく市を通じた県への申請手続として当該申請書の写しを県に送付するものとする。

（事業の委託）

第10条 市長は、第7条の規定によるギフトの贈呈に係る業務を、適切な実施が確保できると認められる民間事業者に委託することができる。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。